



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *76 生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)
- 告示
 - 1218 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 1219 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
 - 1220 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 - 1221 落札者の決定 (教育委員会)
- 選挙管理委員会告示
 - *100 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
- 警察本部告示
 - 8 和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器の購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 公告
 - 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)
 - " (")
- 監査公表
 - 監査公表第27号
- 諸報
 - 入札公告 (警察本部)
- 正誤
 - 平成21年10月16日付け和歌山県報第2104号和歌山県告示第1173号中

規 則

和歌山県規則第76号

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則生活福祉資金貸付事業補助規則 (昭和36年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、高齢者、失業者又は要保護者 (生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。)) 第6条第2項に規定する要保護者をいう。)」を「又は高齢者」に、「援助指導」を「相談支援」に改める。

第5条第4号中「離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」に改める。

別表第1項後段を次のように改める。

この場合において、第1号に掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は、総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金とし、第2号及び第3号アに掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は、福祉資金とし、第3号イに掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は、不動産担保型生活資金のうち不動産担保型生活資金とし、第3号ウに掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は、不動産担保型生活資金のうち要保護世帯向け不動産担保型生活資金とする。

別表第1項第1号中「援助及び指導」を「支援」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 高齢者世帯 次のいずれかに該当する世帯

ア 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の者の属する世帯

イ 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する世帯であって、次のいずれにも該当する世帯

(ア) 借入申込者 (資金の貸付けを受けようとする者をいう。以下同じ。) が単独で所有している居住用不動産 (同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。以下同じ。) に居住している世帯であること。

(イ) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

(ウ) 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。

(エ) 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。

(オ) 借入申込者の属する世帯が市町村民税非課税の世帯 (これと同程度と認められる低所得世帯を含む。) であること。

ウ 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する世帯であって、次のいずれにも該当する世帯

(ア) 借入申込者が単独でおおむね500万円以上の資産価値の居住用不動産を所有していること。

- (イ) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃貸借等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (ウ) 借入申込者及びその配偶者が原則として65歳以上であること。
- (エ) 借入申込者の属する世帯が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用しなければ、生活保護法(生活

保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護を受けることが必要となる世帯であると保護の実施機関(法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。)が認めた世帯であること。
別表第1項第4号及び第5号を削り、同表第3項中「更生資金のうち生業費、福祉資金又は災害援護資金」を「総合支援資金又は福祉資金」に改め、同項の表を次のように改める。

資金の種類		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
総合支援資金	生活支援費	月額20万円 (単身世帯は月額15万円)	12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内
	住宅入居費	40万円		貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	
	一時生活再建費	60万円			
福祉資金	福祉費	580万円		貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内
	緊急小口資金	10万円		貸付けの日から2月以内	
教育支援資金	教育支援費	高等学校 月額3万5,000円 高等専門学校 月額6万円 短期大学 月額6万円 大学 月額6万5,000円	教育支援費の貸付けにより修学している学校の修学期間以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内
	就学支度費	50万円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	土地の評価額に基づき定められた額	貸付元利金(貸付金とその利子を合計した金額をいう。)が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	居住用不動産の評価額に基づき定められた額			

備考 高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含む。

別表第6項中「緊急小口資金及び離職者支援資金にあっては、月賦償還、長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を「不動産担保型生活資金のうち不動産担保型生活資金（以下「一般世帯向け生活資金」という。）及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金」に改め、同表第7項を次のように改める。

7 貸付金の利子

- (1) 総合支援資金及び福祉費の貸付金の利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1.5パーセントとする。
- (2) 緊急小口資金及び教育支援資金の貸付金の利率は、無利子とする。
- (3) 不動産担保型生活資金の貸付金の利率は、県社協会長が年度ごとに、年3パーセント又は当該年度における4月1日（当日が金融機関等の休業日の場合は、その翌営業日）時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定めるものとする。

別表第9項中「一に」を「いずれかに」に改め、同表第11項を次のように改める。

11 連帯借受人

就職、転職、就学又は技能を習得しようとする者（以下「就職等希望者」という。）が、福祉費又は教育支援資金を借り入れる場合において、当該者が借受人となった場合は、生計中心者が連帯債務を負担する借受人（以下「連帯借受人」という。）として加わらなければならない。ただし、生計中心者が借受人となった場合は、就職等希望者が連帯借受人として加わらなければならない。

別表第12項第1号を次のように改める。

- (1) 資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができるものとする。

別表第12項第2号中「緊急小口資金」の次に「又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を加え、同号ただし書並びに同号ア及びイを削り、同表第13項を次のように改める。

13 借受人の責務

- (1) 借受人は、借入れの目的に即した資金の使用並びに市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）、県社協及び民生委員が行う必要な相談支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。
- (2) 総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金の借受人は、あらかじめ償還計画を策定し、県社協会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- (3) 借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、市町村社協及び県社協から、契約で定めた内容等に関する問い合わせを受けたとき又は定期的な報告を求められたときは、回答又は

報告を行わなければならない。

- (4) 不動産担保型生活資金の借受人は、県社協会長の承認を受けずに居住用不動産の譲渡、居住用不動産に対する賃借権等の利用権又は抵当権等の担保権の設定、居住用不動産の損壊その他居住用不動産に係る一切の法律上及び事実上の処分をしてはならない。
- (5) 不動産担保型生活資金の借受人は、県社協会長の求めがあれば、居住している土地及び所有している居住用不動産の再評価その他貸付けの実施に必要な調査に協力しなければならない。
- (6) 一般世帯向け生活資金の借受人は、県社協会長の承認を受けずに配偶者又は借受人若しくは配偶者の親以外の者を同居させてはならない。
- (7) 借受人、連帯借受人、連帯保証人又は借受人が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用することに同意した推定相続人（不動産担保型生活資金の借入申込者の相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに県社協会長に届け出なければならない。
 - ア 借受人の氏名に変更があったとき。
 - イ 借受人が就職等により自立し、又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したとき。
 - ウ 借受人が生活保護の受給を開始したとき。
 - エ 借受人が転居し、又は入院若しくは社会福祉施設等への入所等により、居住用不動産を長期間にわたり不在にするとき。
 - オ 借受人が仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
 - カ 借受人が破産又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
 - キ 借受人に関し成年後見、保佐又は補助開始の審判、任意後見監督人選任の審判その他借受人の心身の状況に著しい変更があったとき。
 - ク 借受人が死亡したとき。
 - ケ 連帯借受人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - コ 連帯借受人又は連帯保証人の状況に著しい変更があったとき。
 - サ 一般世帯向け生活資金の貸付けにおいて次の変更等があったとき。
 - (ア) 借受人の推定相続人の範囲に変更があったとき。
 - (イ) 同居人の転出入その他借受人の属する世帯の状況に著しい変更があったとき。
 - (ウ) 居住用不動産が法令により取用又は使用されたとき。
 - (エ) 滅失、損壊その他の事由によって居住用不動産の

価値が著しく減少したとき。
 シ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けにおいて次の変更等があったとき。
 (ア) 借受人の推定相続人の範囲に変更があったことを知ったとき。
 (イ) 借受人の推定相続人の氏名又は住所に変更があったことを知ったとき。
 (ウ) 貸付けを受けた時点において世帯に属していた者以外の者を同居させようとするとき。
 (エ) 居住用不動産が法令により取用又は使用されたとき。
 (オ) 滅失、損壊その他の事由によって居住用不動産の価値が著しく減少したとき。
 ス その他県社協会長が定めた事由が生じたとき。
 (8) その他、借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、県社協会長との契約に定める条件を遵守しなければならない。

附 則

(施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正後の生活福祉資金貸付事業補助規則の規定は、平成21年10月1日以後の実施に係る生活福祉資金貸付事業について適用し、同日前の実施に係る貸付事業については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第1218号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010120545	なぐさ介護センター	和歌山市布引936-1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	有限会社西日本マインド	和歌山市内原1321番地	平成21.11.1	平成27.10.31
3011500166	サザンクロスありだ	有田市野699番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者	有限会社サザンクロス	有田市野699番地	平成21.11.1	平成27.10.31

和歌山県告示第1219号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づ

き公示する。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3012410027	いなづみ作業所	就労継続支援B型	所在地	西牟婁郡すさみ町周参見3807番	西牟婁郡すさみ町周参見2338番1	平成21.9.1

和歌山県告示第1220号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田尻地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱1号と標柱11号を結んだ線、標柱11号と標柱12号を結んだ線及び標柱12号と標柱2号を結んだ線に囲まれた区域を平成7年和歌山県告示第366号で指定した田尻地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線と

する。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
11号	日高郡	日高川町	田尻	小田本	218番	
12号	"	"	"	"	523番	

和歌山県告示第1221号

和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌

山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県教育ネットワーク校内LAN延伸事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁学校教育局学校指導課
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社富士通エフサス
東京都港区芝公園四丁目1番4号
- 5 落札金額
47,985,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,285,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年8月21日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年11月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第2項の表中	社会福祉法人和歌山ひまわり会 特別養護老人ホーム 広川苑	有田郡広川
--------	------------------------------------	-------

町和田18番地	社会福祉法人和歌山ひまわり会 特別養護老人ホーム 広川苑 社会福祉法人和歌山ひまわり会 ケアハウスヘリオス	有田郡 有田郡
---------	---	------------

広川町和田18番地 広川町和田18	を に改める。
----------------------	------------

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。）第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器の購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年11月10日

和歌山県警察本部長 永松健次

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成21年度
 - (2) 購入物品の名称
和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器 一式
 - (3) 購入物品の仕様等
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年11月10日（火）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - (6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは

その関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(10) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(11) 過去2年間において、この入札に係る購入物品と同種・同規模以上の物品購入に係る契約を締結し、適正に履行した実績がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 過去2年間において履行したこの入札に係る購入物品と同種・同規模以上の物品購入に係る契約実績を証する契約書の写し

(2) (1)のウからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札参加資格を有すると認められ、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年11月10日(火)から同月24日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年11月24日(火)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室

(2) 日時
平成21年11月18日(水)午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年11月10日(火)から同月24日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵送により平成21年12月4日(金)までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成21年12月9日(水)午後4時までに書面により求めることができる。

(3) 説明に対する回答については、平成21年12月15日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(4) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成21年10月30日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事件 労働条件改善等に関する諸要求

- 2 日時 平成21年11月13日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成21年10月30日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成21年11月13日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県赤十字血液センター、田辺血液センター、和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所、生協病院在宅総合ケアセンター、訪問看護ステーション生協みなみ及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成21年7月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年11月10日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 須 川 倍 行
 和歌山県監査委員 江 上 柳 助

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成21年7月30日
和歌山県工業用水道事業会計	"
和歌山県土地造成事業会計	"

2 監査の結果

(1) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計
 業収益の過年度未収金については、平成20年度末で

約2,852万円となり、前年度に比し、約41万円の減少となっているが、今後も、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

(ア) 保有土地の販売については、雑賀崎地区で2件11,173㎡の売却を行い、努力されているが、依然、未処分地が552,298㎡残っているため、今後とも土地処分について努力をされたい。

(イ) 支出票の支出相手方名（会社社長名）と請求書の請求者名（会社部長名）が、異なっていた（会社名は同じである。）ので適正に処理されたい。

(2) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成21年11月10日

和歌山県警察本部長 永 松 健 次

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成21年度

(2) 購入物品の名称及び数量

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器 一式

(3) 履行期限

平成23年1月22日

(4) 購入物品の仕様等

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器仕様書及び物品購入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 機器搭載設置場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県警察本部告示第8号に規定する和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器の購入に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」とい

う。)

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成21年11月10日（火）から同月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、会計課に対して平成21年11月24日（火）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階 会議室

(2) 日時

平成21年11月18日（水）午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成21年12月22日（火）午後1時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成21年12月22日（火）正午までに会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以

下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者又は郵便による入札を行った者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない地域指導課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 第1回の入札で落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で、6(1)イに規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書作成の要否
要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決

- (1) 本物品の売買契約については、和歌山県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに本契約が成立するものとする。

- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、入札参加の資格制限又は入札参加資格停止措置を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるものとする。

なお、その場合においては、仮契約を締結した者に生じた損害に対する賠償の責を負わないものとする。

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課用度係

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 本調達に関する苦情申立てに基づく和歌山県政府調達苦情検討委員会からの要請又は提案により、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

A complete set of Wakayama Prefectural Police helicopter television system equipment

- (2) Date and time for tender :

Tuesday, December 22, 2009 1:00 P.M.

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone: 073-423-0110

fax: 073-423-0120

正 誤

正 誤

平成21年10月16日付け和歌山県報第2104号和歌山県告示第1173号中

ページ	誤	正
3	3071700235	3071700243